

## 報 告 書

調査・研究テーマ	アジア・太平洋戦争における空襲被害について
目 的	アジア・太平洋戦争における空襲被害の実態とその後の影響について知見を得る
内 容	日 時：2024年3月27日（金） 12時10分～13時50分 会 場：東京大空襲・戦災資料センター （東京都江東区北砂1-5-4） 講演者：白石 哲三 氏（空襲体験者・ボランティアガイド） 参加者：高柳 俊哉、三神 尊志、佐伯加寿美、出雲 圭子、 松本 翔、佐々木郷美、相川 綾香、永井 里菜 報告書作成者：三神 尊志
概 要	<p>東京大空襲・戦災資料センターは、1970年代に「東京大空襲を記録する会」が空襲・戦災に関する資料を収集し、東京都に公立資料館建設を求め、都も建設計画を立てたものの1999年にそれが凍結され、現在に至り実現していない。「記録する会」では、政治経済研究所と協力し民間募金を呼びかけ、2002年3月9日にセンター開館を迎えた。</p> <p>その後、2007年に増築、2020年にリニューアルされたが、公費助成なく民間資金での運営を続けている。</p> <p>当日は、東京空襲に関する映像を見たのち、空襲体験者である白石氏の講演を伺った。</p> <p><b>○東京大空襲について</b></p> <p>1944年11月下旬から米軍による日本本土に対する大規模爆撃が行われるようになった。</p> <p>1945年3月10日に300機の大型爆撃機B29が襲来、1700tの焼夷弾を投下した。東京に対しては、その後も4月13、15日、5月24～26日にも継続的に大規模な爆撃が行われた。</p>

概 要

○白石哲三氏（当時7歳）の経験について

3月9日22時30分に警戒警報が発令されたがすぐに解除され、その晩の空襲はないと誰もが判断してしまった。

就寝していた翌10日0時07分に空襲が始まり、8分後に空襲警報が発令された。白石家は母親の指示のもと小グループに分かれて避難した。気温は3.8℃、風速7～8mと記録されているが、逃げている間は周りが燃えていて寒さを感じなかった。暗い方向へとにかく逃げるように、との母親からの指示のもと、哲三氏は姉とともに、自宅があった竜泉寺町（現在の台東区竜泉）から都電三ノ輪車庫の地下点検溝に避難。しかし車庫の天井にも焼夷弾が着弾し始めたため、さらに三ノ輪橋駅から現在の都電荒川線の軌道上を走り、荒川沿いの下水処理場（現在の荒川区三河島水再生センター）まで避難し夜を明かした。偶然、同じ場に避難していた父親の知人と出会い保護され、父親が迎えに来ることができた。明け方、火が鎮火すると周囲は黒焦げの死体だらけであった。

○当時の市民の状況について

当時は防空法（1937年施行）により空襲時の市民の退去禁止と、消火義務が定められており、違反すると懲役や罰金刑が課されることも浸透していた。空襲によって市民の戦争継続意思が破綻し、労働人口が流出したり反戦感情が醸成されたりすることを恐れた政府が「逃げるな、火を消せ」と宣伝した。それが死者を増加させた要因の一つであった。

住民の組織化がすすめられ、近所の5～10軒ほどで隣組がつくられた。協力体制をとる一方で相互監視の機能もあり、防火訓練に協力しない家は食料の配給が少なくなるといった事例もあった。

○被害について

爆撃被災者約310万人、死者11万5人以上、負傷者15万人以上、損害家屋約85万戸以上の被害があった。そのうち3月10日の夜間空襲だけでも死者9万5千人を超えた。遺体は各所の公園等に集められ、仮埋葬された。遺体を放置することで市民の戦意喪失を招くことを恐れ、政府が仮埋葬を急いだのではないかともいわれている。

概 要

仮埋葬された遺体は1948年に改葬された。その多くは身元が判別できず、その遺骨は震災記念堂（現在の東京都慰霊堂）に収められた。

○補償運動について

政府は防空法を始めとする法令等で市民に危険な防火活動を義務付けた。一方、空襲の被災者には戦時災害保護法（1942年施行）に基づく援護が行われた。しかし全国で空襲が頻発化すると援護の実施は困難となった。役所も破壊され、罹災証明の発行や生活資金扶助の申込受付すら困難となったためである。多くの被災者が「戦災浮浪者」となった。

1946年には戦時災害保護法が廃止され、空襲被害者への援護制度がすべて消滅した。1952年に軍人への補償は復活したが、空襲被害者への援護は復活しなかった。民間人の救済を求める活動は1972年に全国戦災傷害者連絡会が設立され本格化した。超党派の国会議員連盟「空襲議連」は、空襲で心身に障害や傷痕が残る生存者へ1人50万円を給付することや国による被害の実態調査などを盛り込んだ新たな法案をまとめたが、提出に至っていない。



概 要



所見・成果

都市無差別空襲が大きな被害をもたらすこと、その被害は凄惨であること、そして多くの被災者を生み、被災者の困難は長く続くことを理解した。さいたま市においても空襲被害があり30名を超える死者と多数の被害が発生した。二度と戦争の惨禍を繰り返さないよう、平和都市を宣言するさいたま市として世界平和を実現するための取り組みを基礎自治体から行うことが必要である。

また私たち立憲民主・無所属の会さいたま市議団は、令和5年9月定例会において「空襲被害者等への支援と調査等を求める意見書（案）」の提案を行ったが、一部会派の同意を得られず残念ながら上程に至らなかった。日本政府は「戦争被害の補償は軍人のみが対象である」と説明するが、戦時中には市民への援護制度が存在していた。空襲被害の実相を正確に理解し、国家の方針により被害をうけざるを得なかった市民たちへの補償を国として行うことは必要であると考え

る。  
今回の視察で得られた上記の知見を今後の議会活動で活用していく。